

消防法令違反 建物




公表

運用開始
平成31年

4月1日～

～違反対象物の公表制度～

市民の方に建物を安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

| | |
|------------|--|
| 公表の対象となる建物 | <ul style="list-style-type: none">● 飲食店・百貨店など、多くの市民の方が利用する建物● 病院・社会福祉施設など、自分の力で避難する事ができない方が利用する建物 ※那賀消防組合管内（紀の川市、岩出市）の建物が対象となります。 |
| 公表の対象となる違反 | <ul style="list-style-type: none">● 下記の消防用設備を設置する必要があるにも関わらず設置されていない場合 <p>①自動火災報知設備 ②屋内消火栓設備 ③スプリンクラー設備</p>  |
| 公表の時期 | <ul style="list-style-type: none">● 消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過してもその違反が是正されない場合に公表します。また、違反が是正されるまでの間、公表を継続します。 |
| 公表の方法 | <ul style="list-style-type: none">● 那賀消防組合のホームページへ建物の名称、所在地等を掲載します。 |

建物関係者の皆様へ

以下のような場合、新たな消防用設備を設置する義務が生じ、重大な消防法令違反となり公表の対象となることもあるので、事前に右記の消防本部か消防署へご相談ください。

<例>

- ・ 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途のテナントが、新たに入店する場合
- ・ 建物の増築や改築、隣接する建物と屋根などで接続する場合（建物の増築には、ポーチなどの小規模な増築も該当します。）
- ・ 板や大きな什器等で窓を塞いだり、フィルムを貼る場合
- ・ 建物の壁や天井を木板等の可燃物で内装を行う場合

消防本部予防課

0736-61-1794

中消防署 0736-69-0119

東消防署 0736-73-6565

南消防署 0736-66-1921

までご相談下さい